

FJK的イキメン実践プロジェクト推進・情報利用・公開ポリシー

1 ポリシーの位置づけ（制定の目的）

本ポリシーは、特定非営利活動法人ファザーリング・ジャパン関西（以下「当団体」という。）がFJK的イキメン実践プロジェクト（以下「当プロジェクト」という。）において、行政機関が設置する審議会等に関する情報を取り扱いながら活動するにあたり、組織運営の円滑化を図るため、必要となる体制・運営などの推進に関する事や、組織運営の透明性を高め当団体内外の信頼性を確保するため、指針を定めるものである。

2 当プロジェクトの構成員

当プロジェクトに参加するメンバーは、以下のとおり正メンバーと準メンバーにより構成され、当ポリシーを承諾し、当ポリシーに基づき行動するものとする。

① 正メンバー

当団体の会員で、当プロジェクトの企画、運営等を行うものをいう。

② 準メンバー

正メンバー以外の者で、会議に参加する等の方法によりプロジェクトに参加するものをいう。

3 情報の利用の目的

当団体は、以下の目的を達成するため、審議会等に関する情報を収集、管理、利用、公開する。

① 審議会等の委員の経験、ノウハウを共有することにより、審議会等の委員としての多様性を意識した行動、適切な情報に基づく提案などより良い発言につなげる。

② 審議会等の情報を広く発信することにより、これまで審議会等の委員に就任したことのない者の委員就任への契機とする。

③ 審議会等の活性化を図るとともに、次世代を見据え、社会のより良い発展に寄与する。

4 保有する情報

当団体は、次の情報を取得し、保有するものとする。

① 行政機関のホームページ、広報物、配架資料、電子情報等により公開された審議会等に関する情報

② 行政機関への問合せや情報公開等により取得した審議会等に関する情報

- ③ メンバー等から提供される審議会等に関する情報
- ④ その他審議会の活性化に繋がる研究資料等の情報

5 公開する情報

- (1) 当団体は、4により保有する情報をもとに、審議会等に関する情報を公開するにあたり、以下の点に留意するものとする。メンバーが当団体に情報提供する場合のほか、当プロジェクトに関わる活動をする場合も同様とする。
- ① 法令等により課せられる守秘義務をはじめ審議会の委員等に求められる遵守事項、審議会等の会議の公開ルール、ソーシャルメディアガイドライン等、行政機関の定めるルールを遵守すること。
 - ② 行政機関、審議会等の委員、その他個人・団体の名誉、権利及び正当な利益を侵害しないこと。
 - ③ 行政機関による当該審議会等に関する情報公開の状況に照らし相当なものであること。
 - ④ 個人が特定される内容に及ばないこと。ただし、情報が公開されることについて当該個人の承諾がある場合はこの限りではない。
 - ⑤ 3に定める目的に合致するものであること。
- (2) 審議会等に関する情報の公開にあたっては、当団体内に設置する「イキメン実践プロジェクト審査チーム」(以下「審査チーム」という。)が、(1)の要件を満たすかを審査し承認したものだけを公開する。

6 情報公開の方法

当団体は、以下の方法により審議会等に関する情報を公開するものとする。

区分	公開範囲	発信できる人
① 当プロジェクト専用ページ (以下「専用サイト」という。)	一般公開	正メンバー
② 当プロジェクト専用のnote	一般公開	正メンバー
③ Facebook 専用ネットワーク	正メンバー及び準メンバーに公開	正メンバー及び準メンバー
④ その他当団体が必要と認める方法	当団体が適当と認める公開範囲	当団体が適当と認める者

7 専用サイトへのリンク

- (1) 何人も専用サイトへのリンクは、原則自由とする。
- (2) 専用サイトへリンクしている者のホームページの内容やリンクの方法などが、公序良俗に反するもの、第三者に損害を与えるもの、当団体に損害を与えるもの、当団体の信用を失墜させるもの、又は、当プロジェクトの目的から適当でないと当団体が判断した場合は、リンクを断り、又は削除を要請するものとする。
- (3) 専用サイトへリンクしている者のホームページの内容については、当団体が推奨するものではなく、当団体はいかなる責任も負わないものとする。

8 情報の取り扱いに関する申し出

- (1) 専用サイトに掲載された情報をはじめ、当団体が保有する情報に関し、開示、訂正、利用の停止、削除等の申し出がなされた場合は、審査チームにおいて申し出について審査し、決定した対応について、申出者に通知するものとする。
- (2) 以下の場合には、開示等の申し出に応じない。
 - ① 本人又は代理人からの請求であることが確認できない場合
 - ② 開示等を求められた情報について保有していない場合
 - ③ 第三者の権利利益を害する恐れがある場合
 - ④ 当団体の運営の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) (1)の申し出は、12に定めるお問合せ窓口で受けるものとする。

9 情報の安全管理のために講じる措置

当団体が保有する審議会等に関する情報は、正確性を保ち、これを安全に管理するため、保有情報への不正アクセス、流用、紛失、破壊、改ざん又は漏えい等を防止するための各種セキュリティ対策を講じるものとする。

10 公開期間

審議会等に関する情報は当プロジェクトが存在する限り公開するものとする。

11 個人情報の取り扱い

当プロジェクトの実施に際し生じる個人情報の取り扱いについては、特定非営利活動法人ファザーリング・ジャパン関西個人情報保護方針 (<https://fjkansai.jp/privacy/>) に則るものとする。

12 お問い合わせ窓口

8に定める情報の取り扱いに関する申し出をはじめ、意見、質問、苦情などについては、以下の窓口で受けるものとする。

〒665-0061 兵庫県宝塚市仁川北2-1-8-101

特定非営利活動法人ファザーリング・ジャパン関西（通称FJK）

イキメン実践プロジェクト

情報取扱責任者：浅山 貴宏（FJK 理事）

連絡先：info@fjkansai.jp（件名に、「イキメン実践プロジェクト宛」と記載をお願いします。）

制定 2022年11月3日